

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）



全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

## 第一部 序

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第四十二条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千六年アンタルヤ）は、同条約の次の改正を採択した。

### 第二条 選挙及び関係事項

#### 役員

第一三号を次のように改める。

一三 1 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。事務

総局長、事務総局次長及び各局長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、同一の職について一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわりなく、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。

無線通信規則委員会の委員

第二〇号を次のように改める。

二〇 1 無線通信規則委員会の委員は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。委員は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわりなく、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。

第四条 理事会

第五八号を次のように改める。

五八 削除

第六〇B号を次のように改める。

六〇B 9の三 部門構成員は、理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーとして、理事会の

定める条件（当該オブザーバーの人数及びその任命の手續に関する条件を含む。）に従って出席することができる。

第七三号を次のように改める。

七三

(7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書（第一〇一号の規定に基づき事務総局長が作成する会計報告に含める。）を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、連合の戦略計画において明らかにされる全権委員会議が確立した優先順位、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。理事会は、適当な場合には、全権委員会議の決議及び決定に従い、調整を行うために、収入及び支出の年次検討を行う。

第八〇号を次のように改める。

八〇 (14) 憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、

理事会は、連合を代表して、同条並びにこの条約の第二六九B号及び第二六九C号に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会に提出しなければならない。

#### 第五条 事務総局

第九六号を次に改める。

九六 (m) 地域的な協議の結果を考慮して、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四九号に定める代表団の

長の第一回会合のために勧告を作成すること。

第一〇〇号を次に改める。

一〇〇 (q) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員会が定める会計上の限

度額を考慮して、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、連合の経費に基づく予算及び連合が達成すべき成果に基づく予算の情報（事務総局長が与

える予算上の指示に従って作成されるもの)を一括する総合的なものとし、二の様式から成る。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、全権委員会議が定めた限度内の増額を伴う予算額(予備勘定のための繰入れを行った後のもの)を示す。予算に関する決議は、理事会の承認を得た後、すべての構成国に情報として送付する。

#### 第六条 調整委員会

第一一一号を次のように改める。

一一一 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、構成国に提供されるものとする。

#### 第十二条 無線通信局

第一七八号を次のように改める。

一七八

(b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに無線通信部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために有用なすべての措置をとること。

## 第十五条 電気通信標準化局

第二〇三号を次のように改める。

二〇三

(d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに電気通信標準化部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。

## 第十六条 電気通信開発会議

第二〇九号を次のように改める。

二〇九

(a) 世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、当該作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てる。

## 第十七条のA 電気通信開発諮問委員会



第二一五C号を次のように改める。

二二五C

1 電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長及び副議長に開放するものとし、電気通信開発局長を通じて行動する。

#### 第十八条 電気通信開発局

第二二〇号を次のように改める。

二二〇

(c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。

#### 第十九条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加

第二三五号を次のように改める。

二三五

5 第二三一号に掲げる団体又は機関（第二六九B号及び第二六九C号に掲げるものを除く。）がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものと

し、理事会の定めた手続に従って取り扱う。

第二三六号を次のように改める。

二三六

6 第二六九B号から第二六九D号までに掲げる機関がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。

第二三七号を次のように改める。

二三七

7 事務総局長は、第二二九号から第二三一号まで及び第二六九B号から第二六九D号までに掲げるすべての団体及び機関であつて各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての関係構成国、関係部門構成員及び関係局長に通知する。当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行つた請求に関してとられた措置について通報し、並びに関係構成国に通報する。

第二四〇号を次のように改める。

二四〇

10 部門構成員は、事務総局長にあてた通告によってその参加を終止する権利を有する。必要な場合に

は、関係構成国も、その参加を終止させることができる。また、第二三四C号の規定に従って承認された部門構成員については、理事会が定める基準及び手続によって、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から六箇月の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二十一条 会議が他の会議に対して提出する勧告

第二五一号を次のように改める。

二五一 2 第二五〇号の勧告は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四四号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもって事務総局長にあてて送付する。

第二十三条 全権委員会議への参加の承認

第二六九号を次のように改める。

二六九 (d) 顧問の資格で参加する次に掲げる機関及び団体のオブザーバー

第二六九E号を次のように改める。

二六九E (e) 第二二九号及び第二三一号に掲げる部門構成員のオブザーバー

第二十四条 無線通信会議への参加の承認

第二七八号を次のように改める。

二七八

(b) 顧問の資格で参加する第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関のオブザーバー

第二七九号を次のように改める。

二七九

(c) 連合の会議、総会及び会合の一般規則第一章の関連規定に従い、顧問の資格で参加するよう招請される他の国際機関のオブザーバー

第二八〇号を次のように改める。

二八〇

(d) 無線通信部門の部門構成員のオブザーバー  
第二十五条 無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議への参加の承認

第二九六号の次に次のように加える。

二九六の二

(b) 関係部門構成員の代表者

第二九七号を次のように改める。

二九七

(c) 顧問の資格で参加する次に掲げる機関のオブザーバー  
第二九七号の次に次のように加える。

二九七の二 (i) 第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関

第二九八A号及び第二九八B号を次のように改める。

二九八A及び  
削除

二九八B

第二九八C号を次のように改める。

二九八C (ii) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に係る問題を取り扱うもの

第二九八D号から第二九八F号までを次のように改める。

二九八Dから  
削除

二九八Fまで

### 第三十三条 会計

第四六八号を次のように改める。

四六八 1(1) 構成国（第四六八A号の規定に従うことを条件とする。）及び部門構成員（第四六八B号の規定に

従うことを条件とする。）が憲章第二十八条の関連規定に従つてその分担等級を選定するための表

は、次のおりとする。

四十単位等級

三十五単位等級

三十単位等級

二十八単位等級

二十五単位等級

二十三単位等級

二十単位等級

十八単位等級

十五単位等級

十三単位等級

十一単位等級

十単位等級

八単位等級

六単位等級

五単位等級

四単位等級

三単位等級

二単位等級

二分の三単位等級

一単位等級

二分の一単位等級

四分の一単位等級

八分の一単位等級

十六分の一単位等級

第四七六号を次のように改める。

四七六 4(1) 第二六九A号から第二六九E号までに掲げる機関及び第二章に掲げる他の機関（理事会が相互主義

を条件としてその分担を免除する場合を除く。）並びにこの条約に従い、全権委員会議、連合の部門の会議、総会若しくは会合又は世界国際電気通信会議に参加する第二三〇号に掲げる部門構成員は、これらが参加する会議及び会合の経費に基づき、かつ、財政規則に従い、これらの会議、総会及び会合の経費を分担する。ただし、部門構成員が自己の属する部門の会議、総会又は会合に出席する場合（地域無線通信会議に出席する場合を除く。）は、別個に当該経費を分担することはない。

第四八〇A号を次のように改める。

四八〇A

(502) 部門構成員が憲章第一五九A号の規定に従って連合の経費を分担するに当たっては、その分担金が割り当てられる部門は、特定される。

第四八〇A号の次に次のように加える。

四八〇B

(503) 例外的状況の下において、部門構成員がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会は、これを承認することができる。



附属書 国際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

第一〇〇二号を次のように改める。

一〇〇二 オブザーバー 投票権なしで、連合の基本文書の関連規定に基づき、連合の会議、総会若しくは会合又は理事会に出席するため、構成国、機関又は団体が派遣する者

#### 第二部 効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千八年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であつて、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千六年十一月二十四日にアンタルヤで作成した。